

(2) 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ平成13年春分の日における満潮位 (TP + 2.30メートル) の公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- ①の地点 基点三等三角点山田 (北緯 32 度 34 分 04 秒、東経 130 度 25 分 04 秒) から 273 度 07 分 17 秒 700.844 メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 00 度 55 分 4.8 メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 78 度 19 分 81.2 メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 78 度 18 分 3.9 メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 78 度 30 分 7.8 メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 79 度 47 分 9.8 メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 82 度 13 分 8.2 メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 84 度 26 分 3.2 メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 84 度 48 分 6.2 メートルの地点

(3) 面積

543.25 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

天草郡大矢野町大字中字青山 2939 の 1、2938 の 1、2937 の 2、2937 の 1、2902 の 1、2901 の 1 及び 2900 の 2 に隣接する道路地内並びにこれらの区域地先公有水面

(2) 区域

次のイの地点からウの地点までを順次直線で結んだ線及びウの地点とイの地点とを結んだ線に囲まれた区域

- イの地点 基点三等三角点山田 (北緯 32 度 34 分 04 秒、東経 130 度 25 分 04 秒) から 275 度 59 分 20 秒 703.079 メートルの地点
- 口の地点 イの地点から 78 度 14 分 104.7 メートルの地点
- ハの地点 口の地点から 92 度 39 分 44.5 メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から 185 度 03 分 30.0 メートルの地点
- ホの地点 ニの地点から 200 度 17 分 1.1 メートルの地点
- ヘの地点 ホの地点から 198 度 41 分 9.9 メートルの地点
- トの地点 ヘの地点から 276 度 27 分 7.1 メートルの地点
- チの地点 トの地点から 268 度 58 分 6.6 メートルの地点
- リの地点 チの地点から 267 度 51 分 7.2 メートルの地点
- ヌの地点 リの地点から 265 度 08 分 3.8 メートルの地点
- ルの地点 ヌの地点から 261 度 32 分 3.8 メートルの地点
- ヲの地点 ルの地点から 258 度 38 分 8.1 メートルの地点
- ワの地点 ヲの地点から 232 度 05 分 8.4 メートルの地点
- カの地点 ワの地点から 228 度 23 分 8.0 メートルの地点
- ヨの地点 カの地点から 236 度 38 分 6.3 メートルの地点
- タの地点 ヨの地点から 240 度 49 分 5.9 メートルの地点
- レの地点 タの地点から 259 度 53 分 2.5 メートルの地点
- ソの地点 レの地点から 251 度 35 分 11.6 メートルの地点
- ツの地点 ソの地点から 267 度 56 分 28.0 メートルの地点
- ネの地点 ツの地点から 339 度 30 分 7.6 メートルの地点
- ナの地点 ネの地点から 258 度 10 分 13.8 メートルの地点
- ラの地点 ナの地点から 259 度 05 分 9.1 メートルの地点
- ムの地点 ラの地点から 258 度 35 分 13.0 メートルの地点
- ウの地点 ムの地点から 260 度 00 分 3.0 メートルの地点

(3) 面積

7,019.21 平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

熊本県告示第 82 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 15 年 1 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
昭和ケアサービス 八代市塩屋町 2-26	有限会社 昭和タクシー 八代市塩屋町 2-26	平成 14 年 11 月 26 日